

ともに歩む、その先の革新へ



Moving on to our New Stage 115 Plan

第173回
定時株主総会
その他の電子提供措置事項
「交付書面省略事項」

CONTENTS

■ 事業報告	1
■ 連結計算書類	15
・ 連結株主資本等変動計算書	
・ 連結計算書類の連結注記表	
■ 計算書類	24
■ 監査報告書	31

電子提供措置の開始日 2026年5月27日

イビデン株式会社

証券コード 4062

当社グループの現況に関する事項

主要な事業内容（2026年3月31日現在）

事業区分	主要な製品及び事業
■ 電子事業	ICパッケージ基板
■ セラミック事業	環境関連セラミック製品、特殊炭素製品、セラミックファイバー、 ファインセラミックス製品
■ その他事業	各種設備の設計・施工、法面工事・造園工事等の土木工事の設計・施工、 住宅設備機器、メラミン化粧板、化粧板関連加工部材、合成樹脂加工業、 農畜水産物加工業、石油製品販売業、情報サービス等の各種サービス業

主要な営業所及び工場（2026年3月31日現在）

① 当社

営業所	本店（岐阜県大垣市神田町二丁目1番地） 東京支店（東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング29階）
事業場	大垣事業場、大垣中央事業場、青柳事業場、河間事業場（以上、岐阜県大垣市） 大野事業場（岐阜県揖斐郡大野町） 大垣北事業場（岐阜県揖斐郡揖斐川町） 神戸事業場（岐阜県安八郡神戸町） 衣浦事業場（愛知県高浜市）
発電所	東横山発電所、広瀬発電所、川上発電所（以上、岐阜県揖斐郡揖斐川町）

② 重要な子会社

<国内>

イビケン株式会社、イビデンエンジニアリング株式会社、イビデングリーンテック株式会社、イビデン産業株式会社、タック株式会社、イビデンケミカル株式会社、イビデンヒューマンネットワーク株式会社、株式会社イビデンキャリア・テクノ、イビデンオアシス株式会社（以上、岐阜県大垣市）、イビデン樹脂株式会社（岐阜県揖斐郡池田町）、イビデン物産株式会社（岐阜県本巣市）、株式会社いえ・VISION（岐阜県岐阜市）

<海外>

北米地域

イビデンU.S.A.株式会社（米国 カリフォルニア州）、マイクロメック株式会社（米国 マサチューセッツ州）、イビデンメキシコ株式会社（メキシコ サンルイスポトシ州）

欧州地域

イビデンヨーロッパ株式会社（オランダ ホーフトドルフ）、イビデンハンガリー株式会社（ハンガリー ドゥナヴァルシャーニュ市）、エルジューグラフィイト株式会社（イタリア カゼッレ・ランディ市）

アジア地域

イビデンアジアホールディングス株式会社、イビデンシンガポール株式会社（以上、シンガポール）、台湾揖斐電股份有限公司（台湾 高雄市）、イビデングラフィイトコリア株式会社（韓国 ポハン市）、イビデンコリア株式会社（韓国 ソウル市）、イビデンエレクトロニクスマレーシア株式会社（マレーシア ペナン州）、イビデンフィリピン株式会社（フィリピン バタンガス州）、揖斐電精密陶瓷（蘇州）有限公司（中国 蘇州市）、揖斐電電子（上海）有限公司（中国 上海市）

主要な借入先

① 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	35,000
株式会社大垣共立銀行	10,000
三井住友信託銀行株式会社	7,500
株式会社十六銀行	7,500

② コミットメントライン契約の状況 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入極度額
株式会社三井住友銀行	40,000
株式会社三菱UFJ銀行	30,000
三井住友信託銀行株式会社	10,000
株式会社大垣共立銀行	5,000
株式会社十六銀行	5,000

会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- | | |
|--------------------|----------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 460,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 281,721,114株 (自己株式1,934,044株を含む) |
| (3) 単元株式数 | 100株 |
| (4) 株主数 | 59,879名 (前事業年度末比19,620名増) |
| (5) 大株主の状況 (上位10名) | |

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	62,234	22.24
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	29,947	10.70
株式会社豊田自動織機	12,443	4.45
GIC PRIVATE LIMITED - C	9,052	3.24
イビデン協力会社持株会	7,191	2.57
大樹生命保険株式会社	5,079	1.82
株式会社十六銀行	4,460	1.59
株式会社大垣共立銀行	4,300	1.54
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	4,181	1.49
HSBC HONG KONG-TREASURY SERVICES A/C ASIAN EQUITIES DERIVATIVES	4,041	1.44

(注)

- 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式1,934,044株を除いて算出しております。
- 自己株式には、株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が保有する当社株式541,534株 (役員向け/幹部職向け株式交付信託) は含めておりません。

(6) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

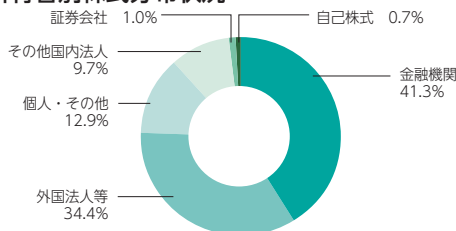
該当事項はありません。

(7) その他株式に関する重要な事項

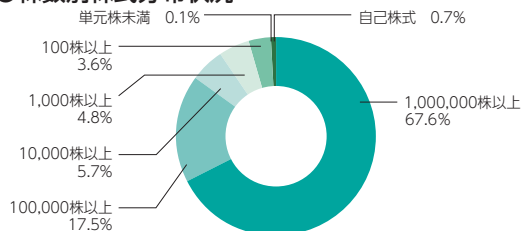
当社は、2026年1月1日付で、普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施しており、同日付で発行可能株式総数が230,000,000株から460,000,000株に、発行済株式の総数が140,860,557株から281,721,114株になっております。

(ご参考)

●所有者別株式分布状況



●株数別株式分布状況



会社の新株予約権等に関する事項（2026年3月31日現在）

2024年2月28日開催の取締役会決議に基づき発行した「2031年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債」の状況は次のとおりです。

新株予約権付社債の総額	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使価格
70,000百万円	7,000個	普通株式	2024年3月29日から 2031年2月28日まで	4,491.5円

(注) 2026年1月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。これにより同日以降、新株予約権の行使価格8,983円が4,491.5円に調整されております。

会社役員に関する事項

社外取締役に関する事項

① 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

監査等委員でない社外取締役の選任にあたっては、会社法及び当社が上場する金融商品取引所が定める基準及び当社の定める社外取締役の独立性判断基準に加え、会社経営もしくは業界に関する豊富な経験と高い識見を重視しております。また、監査等委員である社外取締役の選任にあたっては、財務、会計もしくは法務、ガバナンスに関する豊富な経験と高い知見を重視しております。当社におきましては、以上の条件を充たし、かつ、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者を独立役員として届け出ております。

当社の独立性判断基準：<https://www.ibiden.co.jp/esg/items/dokuritsuseihandan.pdf>

② 重要な兼職先と当社との関係

(ア) 社外取締役小池利和氏は、ブラザー工業株式会社の取締役会長及び株式会社フジクラの社外取締役です。

なお、当該兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

(イ) 社外取締役浅井紀子氏は、株式会社進和の社外取締役及び国立大学法人 豊橋技術科学大学の常勤監事です。

なお、当該兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

(ウ) 社外取締役丸山晴也氏は、ヤマザキマザック株式会社の取締役副社長です。

なお、当該兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

(エ) 社外取締役（監査等委員）堀江正樹氏は、公認会計士堀江正樹会計事務所の所長及びかがやきホールディングス株式会社の社外取締役並びに日本公認会計士協会東海会の顧問です。

なお、当該兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

(オ) 社外取締役（監査等委員）藪ゆき子氏は、古河電気工業株式会社の社外取締役です。

なお、当該兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

(カ) 社外取締役（監査等委員）後藤もゆる氏は、弁護士法人後藤・木河法律事務所のパートナー及び株式会社シイエム・シイの社外取締役（監査等委員）並びにケイティケイ株式会社の社外取締役（監査等委員）です。

なお、当該兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動の状況
社 外 取 締 役	小 池 利 和	当事業年度開催の取締役会10回全てに出席。 他社で経営者として培われた豊富な経営経験に基づき、議案、審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員長として、主導的な役割を果たしております。
社 外 取 締 役	浅 井 紀 子	当事業年度開催の取締役会10回全てに出席。 経済学博士として、成長投資や事業ポートフォリオの組替えに資するイノベーション・人財育成・生産管理を専門とする高度な学術知識と長年にわたる製造業の研究を通じた豊富な経験に基づき、議案、審議等につき必要な発言を適宜行い、客観的な立場から資本効率の向上と事業の成長に向けた経営陣の適切なリスクテイクを後押しするとともに当社の経営の監督を適切に行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、活発な発言を行っております。
社 外 取 締 役	丸 山 晴 也	社外取締役就任後開催の取締役会8回全てに出席。 他社で経営者として培われた豊富な経営経験に基づき、議案、審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、活発な発言を行っております。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	堀 江 正 樹	当事業年度開催の取締役会10回全てに出席。 当事業年度開催の監査等委員会13回全てに出席。 公認会計士としての財務、会計の専門的見地から、議案、審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、監査等委員会の委員長として同委員会を主導し、豊富な知見・客観的な観点から監査体制の強化に重要な役割を果たしております。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	藪 ゆき子	当事業年度開催の取締役会10回全てに出席。 当事業年度開催の監査等委員会13回全てに出席。 複数の上場企業での社外役員としての経験及び大手電機メーカーでのESGを含む多様な知識・経験に基づき、議案、審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、監査等委員として、豊富な知見・客観的な観点から監査体制の強化を推進しております。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	後 藤 もゆる	社外取締役就任後開催の取締役会8回全てに出席。 社外取締役就任後開催の監査等委員会10回全てに出席。 弁護士としての法令に関する専門知識及び企業法務に関する豊富な経験に基づき、議案、審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、監査等委員として、豊富な知見・客観的な観点から監査体制の強化を推進しております。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	77百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	79百万円

(注)

1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、一部の在外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して委託した公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務は、引受事務幹事会社への書簡作成業務です。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断した場合及び公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合並びに公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。また、当該会計監査人の監査の適格性、信頼性において問題があると判断したとき並びに監査の効率性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断したときは、当社監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、これら議案を株主総会の付議議案としてお諮りする方針です。

会社の体制及び方針

(1) コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社グループは、コーポレート・ガバナンスを透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための重要な経営の仕組みとして認識し、グループ全社において積極的に取り組んでおります。当社グループのコーポレート・ガバナンスにおきましては、「コンプライアンス及びリスクマネジメント推進活動」を積極的に展開することで内部統制機能を強化し、取締役会による経営監視機能と監査等委員会による監査機能を充実・強化させてまいります。それにより、株主をはじめとするステークホルダーからの信頼に応える透明な企業統治体制を構築し、企業としての社会的責任を果たすとともに、持続的な成長による企業価値の向上を実現してまいります。

(2) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社が取締役会において決議した内部統制に関する基本方針の概要は以下のとおりです。

この決議は、当社グループの内部統制システムの整備において、代表取締役が遵守すべき基本方針を明らかにするとともに、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に規定する業務の適正を確保するために必要とされる内容を定めることを目的としております。当社グループの内部統制システムの整備は、以下の項目に定める取締役担当役員の下で速やかに実行されるものとします。各担当役員は、担当する内部統制システムについて、定期的に整備状況及び運用状況を取締役会又は経営会議に報告するとともに、モニタリング及び見直しを適宜行うことによって、より適正な体制を整備いたします。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (ア) 役職員等に対し、「国内外の法令、定款、社内規程及び企業倫理の遵守」を徹底し、オープンでフェアな企業活動を通じて国際社会から信頼される会社を目指すことをコンプライアンス基本方針とする。
- (イ) コンプライアンス推進活動（関連規程の整備・実践状況確認・啓発活動）は、担当役員に指名されたコンプライアンス推進担当部門長が実施し、代表取締役社長が委員長であるコンプライアンス全社推進委員会（事務局：コンプライアンス推進担当部門）へ報告される。
- (ウ) コンプライアンスに違反する行為を発見した場合の報告体制として、正規の報告ラインに加え、複数のコンプライアンス相談窓口を設置している。コンプライアンス相談

窓口には、社内窓口担当者に顕名で通報できるものと、外部専門家に直接匿名で通報できるものがある。

- (エ) 万一、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、コンプライアンス推進担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会が設置され、当該事態の対応と処分及び再発の防止を審議し、特に取締役との関連性が高いなどの重要な問題は取締役会に報告される。
- (オ) 財務報告の適正性・信頼性を確保するための内部統制体制を検証し運用するとともに、経営関連情報の公正かつ適時・適切な開示を実施する。
- (カ) 取締役の職務執行の適法性を確保するため、社外取締役6名が在任しており、強力な牽制機能を確認する。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会での決議状況及び各取締役の業務執行の決裁状況並びにその監督等に係る情報・文書等は、社内規程に従い、適切に保存及び管理を実施する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (ア) 経営を取り巻く各種リスクを分析し、株主、顧客及び役職員等の安全と経営資源の損失低減及び再発の防止を図り、事業継続を可能にすることをリスクマネジメント基本方針とする。
- (イ) リスクマネジメント推進活動は、担当役員に指名されたリスクマネジメント担当部門長が実施し、代表取締役社長が委員長であるリスクマネジメント全社推進委員会（事務局：リスクマネジメント担当部門）へ報告される。
- (ウ) 経営企画本部長は、内部監査等により損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、組織的に迅速な対応を指揮するとともに損失の未然防止を図る。また、大規模な事故、災害等が発生した場合は、直ちに対策本部を設置し、損失の最小化に努める。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (ア) 連結中期経営計画及び毎年策定される年度計画に基づき、業績目標及び予算を提示し、

それぞれの業務担当役員が、目標達成のための活動を行う。経営企画本部長は、設定した目標が当初の予定どおりに進捗しているか、経営会議での各担当役員による業績報告を通じ定期的に検証を行う。

(イ) 業務執行のマネジメントについては、取締役会及び経営会議への付議事項に関し、当該事項を漏れなく付議することを遵守する。

(ウ) 日常の職務執行に際しては、組織・職制・業務分掌管理規程及び権限規程等に基づき、権限の委譲を適正に行い、稟議規程に定める決裁基準等に基づき決裁権限のある責任者が適正かつ効率的に職務の執行を行う。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(ア) 当社の子会社全体の内部統制を担当する統括管理部署を、経営企画部門とし、他の内部統制推進部門と連携し、各社への指導・支援を実施する。

(イ) グループ会社決裁管理規程に基づき、子会社の取締役及び取締役会の重要な業務執行が当社に対し事前に報告され、当社の意思決定が適正に行われる体制とする。

(ウ) 監査部門担当役員に指名された監査担当部門長は、子会社の内部監査室又はこれに相当する部署を担当する取締役と十分な情報交換を行い、内部監査体制の実効性を確保する。

⑥ 監査等委員会の監査体制を実効化するための関連事項の整備

(ア) 現在、監査等委員会の職務の補助使用人は設置していない。監査等委員会がその職務の補助使用人を置くことを求めた場合においては、専任又は兼任の補助使用人を配置するものとする。

(イ) 当該補助使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とし、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。

(ウ) 役職員等は、監査等委員会の定める監査等委員会規則及び監査等委員会監査等基準に従い、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、その他監査等委員が求める報告及び情報提供を行う。また、当社は役職員等の監査等委員会への情報提供を理由とした不利益な処遇は一切行わない。

- (エ) 役職員等は、業務の適正を確保する上で必要な各種会議への常勤監査等委員の出席を求め、当該監査等委員が審議ないし報告状況を直接認識できる体制とする。また、監査等委員会と代表取締役、監査等委員会と会計監査人との間で定期的に意見交換会を開催する。
- (オ) 当社は監査等委員会が必要と認めるときは、監査に必要な外部専門家費用等の監査費用を認める。

(当社における内部統制システムの運用状況の概要)

- ① **取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
- ・コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス全社推進委員会を1回開催しました。
 - ・社外取締役の取締役会出席率は100%でした。なお、社外取締役はそれぞれ自らの知見に基づき、経営の監督、経営方針、経営改善等について、活発にご発言いただいております、当社が期待する機能を十分に発揮しております。
- ② **取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**
- 10回開催された取締役会の資料及び議事録は、取締役会規則に従い、適切に保管されております。
- ③ **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
- ・リスクマネジメント規程に基づき、リスクマネジメント全社推進委員会を1回開催しました。
 - ・国内及び海外関係会社からのリスク情報定期報告(2週間毎)の仕組みを継続して運用しており、必要な情報が経営層に報告されております。なお、特に重要な案件については、取締役会に適時適切に報告されております。
 - ・サステナビリティマネジメント委員会を半期に1回開催し、外部環境変化に伴うリスク等の重要な課題への対応方針の議論及び策定を行っています。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 会議・委員会規程に基づき、経営会議を毎月開催し、経営企画部門及び各事業担当役員による業務報告及び設定した目標に対する進捗の確認を実施しました。
- ・ 取締役会規則及び会議・委員会規程に基づく適切な会議において、付議、決議及び報告を実施しました。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ グループ会社決裁管理規程に基づく事前承認・報告事項をリスク情報定期報告（2週間毎）と併せて報告することで、実効性をもって運用しております。
- ・ 当社代表取締役との国内会社個別相談会を（原則）毎月開催し、グループ経営方針の浸透と競争力強化に向けた意見交換を実施しました。
- ・ 監査部門により実施した各部門・グループ会社の内部監査で判明した課題については、被監査部門及び所管機能部に対し、是正改善を勧告しております。

⑥ 監査等委員会の監査体制を実効化するための関連事項の整備

- ・ 常勤監査等委員は取締役会に加えて、経営会議・設備投資委員会等の重要な会議に出席しており、審議ないし報告状況を直接確認しております。
- ・ 監査等委員会と代表取締役社長の意見交換を2回、会計監査人とは4回実施しました。
- ・ 監査等委員の職務執行に必要な費用について、監査等委員会の請求に従い、速やかに処理しました。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社の株式は、譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて国内外の多数の投資家の皆様による自由で活発な取引をいただいております。よって、当社株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案が行われた場合にそれに応じるか否かは、最終的には個々の株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。しかしながら、株式の買付けや買収提案の中には、対象企業の企業価値向上・株主共同の利益を損なうおそれのあるものの存在も否定できず、そのような買付けや買収提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。現時点において当社では、いわゆる「買収防衛策」は導入しておりませんが、このような者により株式の買付けや買収提案が行われた場合、株主の皆様から負託を受けた経営者の責務として慎重に当社企業価値・株主共同の利益への影響を判断し、適時適切な情報開示を行うとともに、その時点において適切と考えられる措置を講じてまいります。

(4) 関連当事者取引について

当社が当社取締役との間で取引を行う場合には、取締役会規則に定められた取締役会付議基準に基づき、当該取引につき重要な事実を取締役に上程し決議します。また、当社役員全員及び重要な子会社の社長に対して、毎年1回、関連当事者間取引の有無について、アンケート調査を実施しており、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。なお、当社がいわゆる大株主（主要株主）との重要な取引を行う場合には、取締役会付議基準に基づき、取締役会にて決議します。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元につきましては、2026年3月期より2031年3月期まで、資本配分方針に基づき、成長投資及び財務規律とのバランスを考慮しつつ、配当性向20%を目安とし、年間株主配当金1株につき20円をベースに累進配当*とする方針としております。

内部留保金の使途につきましては、企業価値の増大を図ることを目的として、中長期的な事業拡大のため、研究開発・製造設備等に戦略的に投資し、長期的な競争力の強化を目指してまいります。

※原則として減配せず、配当の維持又は増配を行う配当政策

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき15円とし2026年6月5日を支払開始日とさせていただきます。

なお、当社は、2026年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。2025年11月にお支払いいたしました中間配当金30円(当社大野事業場量産開始記念配当10円を含む)は、当該株式分割後の金額に換算しますと15円に相当し、期末配当と合わせた当期の年間配当金相当額は、2024年度対比で10円増額の1株当たり30円となります。

(注) この事業報告は、次により記載しております。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 千株単位の株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株 主 資 本 計 合
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	
当 期 首 残 高	64,152	64,565	283,807	△3,497	409,027
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△6,994		△6,994
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			63,713		63,713
自己株式の取得				△10	△10
自己株式の処分				56	56
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	56,718	45	56,764
当 期 末 残 高	64,152	64,565	340,525	△3,452	465,791

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	29,416	-	158	51,892	81,466	6,803	497,298
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△6,994
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							63,713
自己株式の取得							△10
自己株式の処分							56
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△13,084	△168	-	16,067	2,814	536	3,350
当 期 変 動 額 合 計	△13,084	△168	-	16,067	2,814	536	60,114
当 期 末 残 高	16,331	△168	158	67,959	84,281	7,339	557,412

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社数29社

会社名： 事業報告「当社グループの現況に関する事項」の「重要な子会社の状況」に記載しました27社に南寧大南食品有限公司、イビデンフィリピンランドホールディングス株式会社を加えた29社

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用する会社数1社

会社名： いぶき水力発電株式会社

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、損斐電電子（上海）有限公司、損斐電精密陶瓷（蘇州）有限公司、南寧大南食品有限公司、イビデンメキシコ株式会社の決算日は12月31日です。

また、損斐電電子（上海）有限公司、損斐電精密陶瓷（蘇州）有限公司、南寧大南食品有限公司、イビデンメキシコ株式会社につきましては、決算日（3月31日）において仮決算を実施した上で連結しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

・市場価格のない…………… 決算日の市場価格等に基づく時価法

株式等以外のもの…………… (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない…………… 移動平均法による原価法

株式等

② デリバティブ …………… 時価法

③ 棚卸資産 …………… 当社及び国内連結子会社は、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
在外連結子会社は、主として先入先出法による低価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

…………… 当社及び国内連結子会社は主として定率法

在外連結子会社は主として定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物…………… 3～75年

機械装置及び運搬具…………… 3～22年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

…………… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産 …………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、主として債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

また、在外連結子会社は、主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、主として従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

当社は、主として役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

④ 株式報酬引当金

当社及び国内連結子会社は、株式交付規則に基づく取締役等への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤ 解体撤去引当金

当社は、将来発生が見込まれる固定資産の撤去費用に備えるため、当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上方針

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

商品又は製品の販売に係る収益は、主として製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、出荷又は引渡時点で収益を認識しております。

なお、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引については、その受注金額又は完成までに要する総原価を信頼性をもって見積ることができる場合には、測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づいて収益を認識しております。進捗度を合理的に測定することができない場合には、発生したコストの範囲でのみ収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る負債

一部の連結子会社は、退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

また、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：為替予約取引

- ヘッジ対象：外貨建債権・債務、外貨建予定取引
- ・ヘッジ方針

主として当社は社内の管理規程に基づき、為替変動リスクについてヘッジしております。なお、主要なリスクである外貨建売掛債権の為替変動リスクに関しては、実需を推定し、ヘッジする方針です。
- ・ヘッジ有効性評価の方法

為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約を対応させているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されており、ヘッジに高い有効性があるものと判断しております。
- ③ のれんの償却方法及び償却期間

原則として5年間の均等償却を行っております。
- ④ 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費については、支出時に全額費用として処理しております。
株式交付費については、支出時に全額費用として処理しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(繰延税金資産の回収可能性)

繰延税金資産 25,024百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(固定資産の評価)

当社連結子会社イビデンフィリピン株式会社	有形固定資産帳簿価額	15,697百万円
	減損損失	10,630百万円

当社グループは、固定資産の減損損失の検討に際し、原則として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮し、資産をグルーピングしております。

イビデンフィリピン株式会社は国際財務報告基準を適用しており、固定資産の資金生成単位に減損の兆候が認められる場合には減損テストを実施します。その結果、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失を計上します。なお回収可能価額は使用価値又は処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い方として算定します。

当連結会計年度、電子事業の市場においてパソコン向けの需要回復は全体として力強さに欠ける水準で推移し、サプライヤー間の価格競争が激化したことを受け、将来の事業計画を見直した結果、資産から生じる将来キャッシュ・フローが悪化していることから、イビデンフィリピン株式会社が保有する固定資産について減損の兆候があると判断しました。減損テストを実施した結果、回収可能価額が帳簿価額を下回ったことから、減損損失を計上しております。

使用価値の算定にあたっては、将来キャッシュ・フロー、割引率等について一定の仮定を設定しております。将来キャッシュ・フローの見積りは経営者によって承認された事業計画を基礎としており、売上高、営

業損益等の見込みに関する仮定が事業計画に含まれております。見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合は、固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高

受取手形	688百万円
売掛金	75,549百万円
契約資産	3,067百万円
電子記録債権	2,799百万円

2. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高

契約負債	15,607百万円
------	-----------

3. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産の額	
投資有価証券	63百万円
上記に対応する債務	
買掛金	73百万円
未払金	0百万円

4. 有形固定資産減価償却累計額 728,502百万円
(注) 減損損失累計額については、減価償却累計額に含めて表示しております。

連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	種類	用途	金額
岐阜県大垣市他	有形固定資産	遊休	3,254百万円
フィリピン バタングス州	有形固定資産	事業用資産	10,630百万円
ハンガリー ドゥナヴァルシャーニュー市	有形固定資産	遊休	1,159百万円
岐阜県大垣市	有形固定資産	遊休	507百万円
韓国 浦項市	有形固定資産	遊休	853百万円

当社グループは原則として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮し、資産をグループイングしております。使用見込みのない遊休資産については個々の資産毎に減損の兆候の判定を行いました。これらの遊休資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。また、当初想定していた収益が見込めなくなった事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式	140,860,557	140,860,557	－	281,721,114
合計	140,860,557	140,860,557	－	281,721,114
自己株式				
普通株式	1,250,166	1,238,846	13,434	2,475,578
合計	1,250,166	1,238,846	13,434	2,475,578

- (注) 1 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。
 2 普通株式の発行済株式総数の増加140,860,557株は株式分割によるものであります。
 3 普通株式の自己株式数の増加1,238,846株は、株式分割によるものであります。
 4 普通株式の自己株式には、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する株式（当連結会計年度期首284,101株、増加270,767株、減少13,334株、当連結会計年度末541,534株）が含まれておりません。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年5月20日 取締役会	普通株式	2,797	20円00銭	2025年3月31日	2025年6月6日
2025年10月30日 取締役会	普通株式	4,196	30円00銭	2025年9月30日	2025年11月25日

- (注) 1 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。上記の1株当たり配当額につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。
- 2 2025年5月20日取締役会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当社の株式に対する配当金5百万円が含まれております。
- 3 2025年10月30日取締役会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当社の株式に対する配当金8百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年5月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	4,196	15円00銭	2026年 3月31日	2026年 6月5日

- (注) 配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当社の株式に対する配当金8百万円が含まれております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 15,584,993株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に社債発行や銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

受取手形、売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、社内ガイドラインにそってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

短期借入金は主として運転資金、社債、転換社債型新株予約権付社債及び長期借入金は主に設備投資を目的とした資金調達です。なお、デリバティブ取引は社内管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、「その他有価証券」には含めておりません。市場価格の無

い株式等の内訳は、非上場株式（連結貸借対照表計上額407百万円）及び投資事業組合出資金（連結貸借対照表計上額297百万円）です。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払金、設備関係電子記録債務は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	31,558	31,558	－
(2) 社債（1年内償還予定 の社債を含む）	60,000	58,526	△1,474
(3) 転換社債型新株予約権 付社債	72,476	124,075	51,598
(4) 長期借入金（1年内返済 予定の長期借入金を含む）	60,000	56,805	△3,194
(5) デリバティブ取引	1,408	1,408	－

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

社債の時価については、市場価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、先物為替相場によっており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上収益は、電子事業、セラミック事業及びその他事業の3つのセグメントから構成されており、いずれも顧客との契約から生じる収益です。

また、各セグメントの売上高は、電子事業243,316百万円、セラミック事業82,554百万円、その他事業90,330百万円です。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
契約資産	3,465	3,067
契約負債	9,826	15,607

(2) 残存履行義務に配分した取引価額

期末日時点における当初の契約期間が1年超の残存履行義務に配分した取引価額は10,682百万円であり、6年以内に全て収益として認識されると見込んでおります。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,969円85銭

2. 1株当たり当期純利益 228円16銭

(注) 1 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2 当連結会計年度において、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	316,205
現金及び預金	212,025
受取手形	0
売掛金	52,517
電子記録債権	1,518
商品及び製品	6,440
仕掛品	19,617
原材料及び貯蔵品	8,677
その他	15,419
貸倒引当金	△12
固定資産	522,414
有形固定資産	352,763
建物	127,086
構築物	35,377
機械及び装置	65,976
土地	14,643
建設仮勘定	103,176
その他	6,503
無形固定資産	2,147
投資その他の資産	167,503
投資有価証券	28,530
関係会社株式	126,253
繰延税金資産	11,512
その他	1,207
貸倒引当金	△1
資産合計	838,620

(単位：百万円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	229,355
電子記録債務	4,476
買掛金	26,462
1年内償還予定の社債	15,000
未払金	18,220
未払法人税等	19,296
前受金	80,667
預り金	34,019
賞与引当金	3,900
役員賞与引当金	172
解体撤去引当金	1,558
設備関係電子記録債務	6,215
その他	19,367
固定負債	178,185
社債	45,000
転換社債型新株予約権付社債	72,476
長期借入金	60,000
株式報酬引当金	543
その他	166
負債合計	407,541
純資産の部	
株主資本	416,184
資本金	64,152
資本剰余金	64,580
資本準備金	64,579
その他資本剰余金	1
利益剰余金	290,903
利益準備金	3,548
その他利益剰余金	287,354
別途積立金	8,600
繰越利益剰余金	278,754
自己株式	△3,452
評価・換算差額等	14,893
その他有価証券評価差額金	15,062
繰延ヘッジ損益	△168
純資産合計	431,078
負債純資産合計	838,620

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		274,342
売上原価		189,411
売上総利益		84,931
販売費及び一般管理費		46,243
営業利益		38,688
営業外収益		
受取利息及び配当金	18,760	
為替差益	221	
その他	272	19,254
営業外費用		
支払利息	1,560	
設備賃貸費用	145	
休止固定資産減価償却費	3,870	
その他	405	5,982
経常利益		51,960
特別利益		
固定資産売却益	82	
投資有価証券売却益	49,448	
補助金収入	9,148	
その他	218	58,897
特別損失		
固定資産除却損	1,418	
減損損失	3,254	
固定資産圧縮損	9,148	
支払補償費	113	
解体撤去引当金繰入額	1,558	
その他	0	15,493
税引前当期純利益		95,365
法人税、住民税及び事業税	27,253	
法人税等調整額	△4,182	23,071
当期純利益		72,293

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
					別 積	途 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	64,152	64,579	1	64,580	3,548	8,600	213,455
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△6,994
当 期 純 利 益							72,293
自 己 株 式 の 取 得							
自 己 株 式 の 処 分							
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	65,298
当 期 末 残 高	64,152	64,579	1	64,580	3,548	8,600	278,754

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金 合 計	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	225,604	△3,497	350,839	28,591	-	28,591	379,431
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	△6,994		△6,994				△6,994
当 期 純 利 益	72,293		72,293				72,293
自 己 株 式 の 取 得		△10	△10				△10
自 己 株 式 の 処 分		56	56				56
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)				△13,529	△168	△13,697	△13,697
当 期 変 動 額 合 計	65,298	45	65,344	△13,529	△168	△13,697	51,646
当 期 末 残 高	290,903	△3,452	416,184	15,062	△168	14,893	431,078

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

・子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法

・その他有価証券

市場価格のない株式等 …… 決算日の市場価格等に基づく時価法

以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ …… 時価法

(3) 棚卸資産 …… 移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

…………… 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3～50年

構築物 7～75年

機械装置 3～22年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

…………… 定額法

ソフトウェア (自社利用) については、社内における見込利用可能期間 (5年) に基づく定額法

(3) リース資産 …… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 …… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 …… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金 …… 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

(4) 株式報酬引当金 …… 株式交付規則に基づく取締役等への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 解体撤去引当金 …… 将来発生が見込まれる固定資産の撤去費用に備えるため、当事業年度末における損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

商品又は製品の販売に係る収益は、主として製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、出荷又は引渡時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための重要な事項

①重要なヘッジ会計の方法

(1)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約取引

ヘッジ対象：外貨建債権・債務、外貨建予定取引

(3)ヘッジ方針

当社の「社内管理規程」に基づき、為替変動リスクについてヘッジしております。なお、主要なリスクである外貨建売掛債権の為替変動リスクに関しては、実需を推定し、ヘッジする方針です。

(4)ヘッジ有効性評価の方法

為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約を対応させているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されており、ヘッジに高い有効性があるものと判断しております。

②重要な繰延資産の処理方法

社債発行費については、支出時に全額費用として処理しております。

株式交付費については、支出時に全額費用として処理しております。

会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 17,756百万円

その他見積りの内容に関する理解に資する情報について、個別注記表に記載すべき事項は、連結注記表に記載すべき事項と同一です。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	7,564百万円
短期金銭債務	45,217百万円
長期金銭債務	25百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 380,628百万円

(注) 減損損失累計額については、減価償却累計額に含めて表示しております。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	営業取引高	売上高	12,879百万円
		仕入高	79,382百万円
	営業取引以外の取引高		25,025百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	2,475,578株
------	------------

(注) 上記には株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式541,534株（役員向け株式交付信託及び従業員向け株式交付信託分）が含まれております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	24,234百万円
減価償却超過額	12,951百万円
固定資産減損損失	2,261百万円
賞与引当金	1,201百万円
棚卸資産評価損	661百万円
有価証券評価損	336百万円
その他	3,389百万円
小計	45,036百万円
評価性引当額	△27,279百万円
繰延税金資産合計	17,756百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△6,244百万円
繰延税金負債合計	△6,244百万円

繰延税金資産の純額 11,512百万円

収益認識に関する注記

連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

関連当事者との取引に関する注記

記載すべき重要な取引はありません。

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 1,543円73銭
- 1株当たり当期純利益 258円89銭

(注) 1 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2 当期間において、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(連結)

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

イビデン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中田 宏高

業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大北 尚史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イビデン株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イビデン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(単体)

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

イビデン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中田 宏浩

指定有限責任社員 公認会計士 大北 尚史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イビデン株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第173期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第173期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月19日

イビデン株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 野田 幸宏 ㊟
 常勤監査等委員 松林 浩司 ㊟
 監査等委員 堀江 正樹 ㊟
 監査等委員 藪 ゆき子 ㊟
 監査等委員 後藤 もゆる ㊟

(注) 監査等委員 堀江正樹、藪ゆき子及び後藤もゆるは、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上